

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

- 北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………（総務部総務課） 78
- 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則…（気候変動対策課） 78
- 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（建設部総務課） 79
- 宅地造成等規制法施行細則及び租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部を改正する規則……………（都市計画課） 79

### 告 示

- 指定外来種の指定の一部改正……………（自然環境課） 80
- 道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 81
- 知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 81
- 知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 81
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 81
- 水防警報を行う河川の指定（2件）……………（維持管理防災課） 81

### 公 表

- 水防法による洪水浸水想定区域の指定（2件）……………（維持管理防災課） 82

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 82

### 道立病院局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 85

### 道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 86
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 87

## 規 則

北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

## 北海道規則第49号

北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則

北海道庁舎等管理規則（昭和41年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「課長」を「本庁及び出先機関の課長」に改める。

第13条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、各室における行為であって、当該各室における第3条第1項の事項を処理する本庁又は出先機関の課長（課の置かれていない出先機関にあっては、庁舎管理者の指定する職員）が庁舎等の管理に支障がないと認めたものは、この限りでない。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、庁舎管理者が別に定める許可にあっては、この限りでない。

第16条第1項中「許可を」を「許可（第14条ただし書の許可を除く。）を」に改める。

第17条第9号中「認める場所」を「別に定める場合」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

## 北海道規則第50号

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「燃料」を「化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第2条第2項に規定する化石燃料をいう。以下この号において同じ。）及び非化石燃料（同条第3項に規定する非化石燃料をいう。以下この号において同じ。））」に、「他人から供給された熱及び電気」を「使用した熱（前年度において他人から供給された熱以外の熱にあっては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。第14条において「省エネルギー法施行令」という。）第1条に規定する熱を除き、集約した地熱等にあってはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（前年度において他人から供給された電気以外の電気にあっては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。））」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改め、同条第2号中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭

和54年法律第49号。第4号ア、第13条第1号及び第14条第1号において「省エネルギー法」という。)を「省エネルギー法」に改める。

第14条第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下この条において「省エネルギー法施行令」という。)」を「省エネルギー法施行令」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第51号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項中「別表第1の11の項(18)」を「別表第1の11の項(19)」に、「宅地造成等規制法( )」を「宅地造成及び特定盛土等規制法( )」に、「宅地造成等規制法施行細則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宅地造成等規制法施行細則及び租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第52号

宅地造成等規制法施行細則及び租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

**第1条** 宅地造成等規制法施行細則(昭和39年北海道規則第130号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条中「宅地造成等規制法( )」を「宅地造成及び特定盛土等規制法( )」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

第2条中「法第8条、法第10条から法第15条まで及び法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制又は同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる工事の規制に係る同法による改正前の宅地造成等規制法(以下「旧法」という。 )第8条、第10条から第15条まで及び」に、「法第19条」を「第19条」に、「省令」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(以下「旧省令」という。 )」に改める。

第3条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「法第18条第1項」を「旧法第18条第2項において準用する旧法第6条第1項」に改める。

第3条の2中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第4条から第6条までの規定中「法」を「旧法」に改める。

第7条中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に、「政令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(以下「旧令」という。 )」に改める。

第7条の2中「政令第5条」を「旧令第6条」に改める。

第8条中「政令」を「旧令」に改める。

第9条第1項中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第9条の2中「法」を「旧法」に改める。

第10条中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第11条中「省令」を「旧省令」に改める。

第12条中「法」を「旧法」に、「別表」を「別表第1の」に改める。

第13条中「法、政令、省令」を「旧法、旧令、旧省令」に改める。

別記第1号様式その1中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同様式その1(表面)中「宅地造成等規制法第4条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項」に改め、同様式その1(裏面)を次のように改める。

(裏面)

宅地造成及び特定盛土等規制法抜粋  
(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他

人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。
  - 3 第1項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
  - 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
  - 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。  
(証明書等の携帯)
- 第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
  - 3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記第1号様式その2中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同様式その2(裏面)を次のように改める。

(裏面)

宅地造成及び特定盛土等規制法抜粋

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

- 第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

- 第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
  - 3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記第1号様式その3中「(法第18条第1項)」を「(旧法第18条第2項において準用する旧法第6条第1項)」に改める。

別記第2号様式及び別記第7号様式中「宅地造成等規制法施行細則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改める。

(租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正)

第2条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則(昭和62年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外備考2の事項及び別記第8号様式末尾欄外備考2の事項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第292号

平成27年北海道告示第806号(指定外来種の指定)の一部を次のように改正し、令和5年6月1日から施行する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

10の事項を削り、11の事項を10の事項とし、12の事項を11の事項とする。



北海道告示第293号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
上西春別	区画整理	令和4.10.28
根室西部	同	同
茶志骨	同	同
トド山	同	同
北矢白別	農業用道路	令和4.6.30
開南	同	令和4.9.20

北海道告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 上磯郡知内町字小谷石607の1地先（次の図に示す部分に限る。）
  - 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び知内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町別海208の6・208の11・208の12・208の27・208の55・208の56・209の11・209の12・210の1・210の6・211の1・211の5・211の11・211の12（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 風害の防備
  - 解除の理由 道路用地とするため
- 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町別海208の6・208の11・208の12・208の27・208の55・208の56・209の11・209の12・210の1・210の6・211の1・211の5（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 魚つき
  - 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第297号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

令和5年5月30日

水系名	河川名	水防警報区	
		左岸	右岸
十勝川	佐幌川	上川郡清水町字下佐幌基線11番2地先の十勝川合流点から 上川郡新得町字新内西1線143番2地先の南新内橋上流0.4km地点まで	上川郡清水町字羽帯北5線86番地1地先の十勝川合流点から 上川郡新得町字新内西1線144番3地先の南新内橋上流0.4km地点まで
同	オベトン川	十勝郡浦幌町字帯富113番4地先の浦幌川合流点から 十勝郡浦幌町字帯富80番1地先の北栄橋上流0.23km地点まで	十勝郡浦幌町字帯富113番2地先の浦幌川合流点から 十勝郡浦幌町字帯富84番2地先の北栄橋上流0.23km地点まで
同	旧オベトン川	十勝郡浦幌町字万年282番2地先の浦幌川合流点から 十勝郡浦幌町字東山町21番1地先の黒百合橋まで	十勝郡浦幌町字万年287番4地先の浦幌川合流点から 十勝郡浦幌町字東山町22番1地先の黒百合橋まで

### 北海道告示第298号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

令和5年5月30日

水系名	河川名	水防警報区	
		左岸	右岸
長万部川	南部陣屋川	から 山越郡長万部町字栄原143番1地先の長万部川との分派点（kp1.7）まで	から 山越郡長万部町字長万部344番1地先の長万部川との分派点（kp1.7）まで

## 公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区

域を指定したので、同条第4項の規定により指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

水系名	河川名	閲覧場所	
		一級河川	二級河川
十勝川	佐幌川	北海道十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理室維持管理課及び鹿追出張所	同
同	オベトン川	北海道十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理室維持管理課及び浦幌出張所	同
同	旧オベトン川	同	同

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第4項の規定により指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

水系名	河川名	閲覧場所	
		二級河川	一級河川
長万部川	南部陣屋川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び八雲出張所	同

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道空知総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年5月30日

北海道空知総合振興局長 白石俊哉

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（2.2m/2,300t級） 2台（交換契約によりロータリ除雪車（2.2m/2,300t級）2台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台を契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック（10t級6×6専用型） 2台（交換契約により除雪トラック（10

t級6×6専用型) 1台を契約の相手方に供し、除雪トラック2台を契約の相手方から調達する。)

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月26日(火)
- (4) 納入場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入(製造)実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品等を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法(明治32年法律第48号)第27条又は会社法(平成17年法律第86号)第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付したものであること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年5月30日(火)から同年6月28日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時30分から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号  
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室(送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課)
- (2) 入札日時 令和5年7月12日(水)午前10時(送付による場合は、同月7日(金)午後5時まで)に必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ(<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.html>)においてダウンロードすることができる。

## 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

## 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
- (3) 電話番号 011-561-0384

## 11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Rotary Snow Remover (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 2
  - b Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 2
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 12, 2023  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 7, 2023)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome 2-1, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan  
Phone : 011-561-0384

### 北海道後志総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。  
令和5年5月30日

北海道後志総合振興局長 天 沼 宇 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 15台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和5年10月1日から令和11年9月30日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年5月30日（火）から同年7月19日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号  
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和5年7月28日（金）午後2時30分（送付による場合は、同月27日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
令和5年5月16日付け北海道後志総合振興局告示第4号

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。



なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局のホームページ（<https://www.shiribesi.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のエ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
- (3) 電話番号 0134-25-2143

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 15 sets
- B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., July 28, 2023  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 27, 2023)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan  
Phone : 0134-25-2143

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第18号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年5月30日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 227台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和5年11月1日から令和11年10月31日まで

なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除がある場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年5月30日（火）から同年6月29日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道道立病院局病院経営課経営企画係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道道立病院局病院経営課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階道立病院局



会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局病院経営課）

(2) 入札日時 令和5年7月11日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月10日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道道立病院局のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

#### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規程によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道道立病院局病院経営課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5232

#### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 227

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 11, 2023  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 10, 2023)

C Contact : Hospital Administration Division, Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5232

### 道教育庁教育局告示

#### 北海道教育庁上川教育局告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年5月30日

北海道教育庁上川教育局長 岸本 亮

#### 1 資格及び調達をする物品等の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 令和5年5月30日に一般競争入札の公告を行う上川管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 電力

#### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を

納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

### 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和5年5月30日（火）から同年7月5日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujoyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

### 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

## 北海道教育庁上川教育局告示第43号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年5月30日

北海道教育庁上川教育局長 岸 本 亮

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

上川管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）

27校 合計1,989kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）

27校 合計4,765,410kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和5年9月1日から令和6年8月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道教育庁上川教育局告示第42号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室  
（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和5年7月12日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月11日（火）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujoyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。

### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書に記載の入札総額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低であるものを落札者とする。

### 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（銭単位の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室  
イ 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
ウ 電 話 番 号 0166-46-5862

#### 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kamikawa Prefectural School

- a A basic charge per kW, the estimated electricity contract : 1,989 kW
- b A unit price per kWh, the estimated electricity for the year : 4,765,410 kWh

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 12, 2023  
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., July 11, 2023)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan  
Phone : 0166-46-5862

---